その他告示

○金融庁・農林水産省告示第十八号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

金融庁長官　伊藤　豊
農林水産大臣　小泉進次郎

農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示

（農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正）

第一条　平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（業務の代理の業務を営むことのできる者） **第四条**　（略） ２　法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一　株式会社日本政策金融公庫の業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十四号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号、第四号及び第六号から第八号の三までに掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。）の代理及び前項第一号から第五号までに掲げる者の業務の代理 イ～ヘ　（略） ト　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第一項 チ～ヨ　（略） 二～七　（略） （農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正） **第二条**　平成十八年金融庁・農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。	（業務の代理の業務を営むことのできる者） **第四条**　（略） ２　法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一　株式会社日本政策金融公庫の業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十四号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号、第四号及び第六号から第八号の三までに掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。）の代理及び前項第一号から第五号までに掲げる者の業務の代理 イ～ヘ　（略） ト　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項 チ～ヨ　（略） 二～七　（略）
改正後	改正前
第二条　法第十条第六項第八号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条第一号（同号ハからリまで、ネ、ラ、ム及びウを除く。）に掲げる者の業務（同号イに掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付け	**第二条**　法第十条第六項第八号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条第一号（同号ハからリまで、ネ、ラ、ム及びウを除く。）に掲げる者の業務（同号イに掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付け